（第三種郵便物認可）　第千百四十七號　（日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

明治十八年十二月十六日水曜日
舊乙酉十一月十一日（乙、巳）
日出午前七時零四分
日入午後四時四十七分
月出午後零時五十五分
月入午前零時三十八分
滿潮午前零時二十八分　午後
（西曆一千八百八十五年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲ゲル各地ニ於テハ郵送無料ニテ配達致候

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　松阪　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
寒川

其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク郵送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八厘五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

日本米國間の貿易

日本人が西洋あると知り又西洋人が日本あると知りて往來を始めたるは數百年の昔なりしといへども近古特に日本人と親密なりしハ和蘭國人にして長崎を開いて日蘭兩國の貿易場と爲し蘭人の來て同地に居留する者さへ少なからざりし斯くて往來の漸く頻繁なるに隨ひ日本人が西洋を知ることも漸く詳密を加へ鎖國の小天地に蟄居しながら日本上等社會の有志者中蘭人蘭書の取次にて廣く世界の事情に通ずる者に乏しからざりしハ全く和蘭人の賜ありと云ハざるを得ず然るに今を距る三十二年前北亞米利加合衆國の水師提督ペルリは本國政府の命を奉じ數艘の軍艦を率ゐて江戸灣に入來り時の德川政府に迫りて和親通商の條約を結びてより彼に日本外交の面目を改め先世界の文明國は米國の踵に接まて大抵皆來て交りを結ばざるはなく貿易場は長崎の外に數港を加へ内外の交際漸く近密なるに隨て日本人も亦内に坐して客の外より來るを接待するのみを以て滿足せず自から進んで外國に往來し其制度文物を見て忽ち羨望に堪へず彼れも人なり我れも人なり彼れ既に文明國人あり我れ亦文明國人たらざるべからずとて一時に全國の全人事を改め新文明國創設の事に力を盡し政事兵事學術技藝商工農事に至るまで一も改良を施さゞるなく三十年を久しからず遂に今日の此新日本を造り出すを得たり當時東洋に國を建る者其人に乏しからず然れども能く西洋の文明を採用し舊材料に依りて新社會を造り得たる者我日本人を除きて他に一人もあることなし日本文明の東洋に冠絶するは世界の耳目の既に見る所にして蔽ふべからざる事實なり唯獨り東洋に冠絶するのみならず歐米本部の數個の文明國を除くの外是れより一歩を讓るに足るべき程の國とては實に世界中に一個もあらじ彼の歐洲人の子孫幷に歐洲の移住人より成立つ南亞米利加の諸國でさへ我日本の文明に比すれば皆な數等の下に位することを世人の皆能く知る所にして此事實ハ我々日本人民の信用上に幾層の重きを加へたるものと云て可ならん人間は世に在りて名の聞ゑざるを悪む生れて東洋の新日本國人とあり時に大に世人を驚かすも亦人間の一快事と云はざるを得ざるして此快事ハ全く米國人の賜なりと思へば人情の常として我々が米國人に對する敬愛の心何となく一種特別なるを覺るなり

日本人が米國人に對する敬愛心は日本新文明の先導者ありとして一層其深きを覺るのみならず三十年來米國人が日本人に對する擧動の温和正實にして人の不幸を利として自から私を營まんとするが如き鄙野の人物にあらざることゝ其言行に證明し曾て日本人と無理の爭論を爲したることなく偶ま下ノ關砲擊償金配分の仲間に加入したることあるも一旦其非を悟れば直ちに自己の分け前丈けの金を返し來りて過を改むるに吝ならず此等の事共更に又日本人の敬愛心を喚起したるに相違あらん此二樣の原因に加へて更に又一個の日本人が米國人を親むの情を厚からしむるものは西洋諸國中にて米國は特に日本に近く太平洋の航海互に二週間を隔つるのみ我隣國あり隣人なりと常に心に思ふて忘れざるの一事ならん此等種々の事情の合して愛情の基礎を固くするものなるがゆゑに日米兩國人民の交誼の年に月に益親密にして曾て變ることなきも蓋し亦其理由なきにあらざるなり

日米兩國人民の交誼の厚かるべきは以上述るが如き種々の事情ありといへども然れども國の交りハ義理人情などいふやうなる漠然たる無形のものにのみ依頼して永く其親密を維持せんとするは實際上に行はるべき事柄にあらず何となれば假令へ何程互に深切の心あるも別に緊要事もなきに寒暑の見舞位の事の爲めに兩國人の相往來せんことを期するは誠に無理の事なるべく或は稀に遊歷者の相往來する者ありとするも是れ元と多勢の人に向て望むべき事にあらざればなり故に今日文明日進交通至便の世の中といへども國と國との交際を親密にして永く變らざらんとするには貿易の外に依賴すべき方便なきなり當時日米兩國間の貿易を見るに一箇年の輸出入取引高千五百六十萬圓強ち少なしといふにはあらず又後來必ず次第に增加することあらんといへども今少しく注意を密にして力を用る所あれば兩國とも今日の儘の有樣にても此貿易の高を二倍位に增加するは左までの困難事にあらざるべし千五百六十萬圓の總額中日本より輸出するもの千三百十萬圓にして生糸茶の二品にて其十分の九を占め（生糸六百萬圓茶五百八十萬圓）米國より輸入するもの二百五十萬圓にして石油の一品にて又其十分の七を占む（石油百八十萬圓）故に當時日米兩國間の貿易は僅に三品の交換に止まるものにして其交換も日本よりは十三の品を出し米國よりは僅に二三の品を送り返すを勘定にして出入の權衡甚だ不平均なるものと云はざるを得ず日本より米國に輸送すべき品物は固より生糸茶の二品に限るべからず製作品鑛物等米國市場に需用の大なるものも數多あるべければ今より一層輸出貿易を擴張することと決して難きにあらざるべく加之近來幸に日本人も漸く故郷を去て他郷に移住するの志を起し中に就き米國は志士の力を用ふべき地なりと信じ續々渡航移住する者も少なからざれば斯の如くして米國内日本移住人の增加するに隨ひ米國への輸出貿易は追々增加すべき自然の勢あるに付此貿易は後來甚だ望あるものたること明白ならん又米國より日本への輸入貿易は唯石油の一品にのみ依頼して未だ他に其力を及ぼすに遑あらず千三百萬圓に對する二百五十萬圓位の返報にて永く滿足せんとするハ我輩が甚だ米國人の爲めに惜む所あり當時日本の輸入貿易中最も多額を占むるものは木綿織物類にして其重なる輸入者は英國人なりと聞く處に據れば米國の機織業も近年大に進步して南亞米利加其他の市場にて英人と競爭しこれに打勝つの勢ありといふ程なるに何故日本に向ては其織物類の爲めに新市場を開くの企を爲さゞるや又近來日本にて獨逸製の麥酒類を多く輸入するは米國人も目擊して知る所ならん麥酒の貿易固より巨額のものにあらずといへども日本と對岸のカリフホルニヤ州等に十分の醸造所を所有する米國人にして麥酒の貿易に於て獨逸人に一步を讓るの實跡あるは誠に遺憾なり又米國鐵道建築法は簡易輕便にして今の日本に最も適當すべきことは久しく世論の許す所なり然るに米國人にして未だ日本の鐵道事業を助成するの企あるを聞かざるは商賣上の手ぬかりなりと云ふも可ならん兎に角に米國人にして日本貿易に今少し心を用ひんには今の輸入額を數倍して入るを以て出るを償ふの度にまで進むることは格別の骨折になるまじと思はる唯我輩は日米兩國の交誼を益親密ならしめんことを永遠に維持せんと欲して目下兩國間の貿易の有樣に滿足せざること能はず特に此事に向て兩國人民の注意を請はんとするのみ

官報

〇宮內省達乙第三號　府縣

來ル明治十九年新年式左ノ通御治定相成候條此旨相達候事

明治十八年十二月十五日　宮內卿　伯爵伊藤博文

明治十九年新年式

一日　午前　五時四方拜　同　七時親王同妃並宮內省勅任官同夫人同省奏任官於內廷拜賀　同　八時同　皇太后宮ヘ拜賀　同時　大臣參議公爵在京勅任官麝香間祗候同夫人等拜賀　同　九時同　皇太后宮ヘ拜賀　同　十時在京文武七等以上奏任官拜賀但非職並後備軍[illegible]員七等以上奏任武官同上　同　十一時同　靑山御所ヘ參賀　同時　各廳准奏任御用掛ノ輩宮內省ヘ參賀　午十二時　同　靑山御所ヘ參賀　午後二時　各國公使同夫人等祝賀　同　三時在京文武八等以下奏任並無等奏任官拜賀但非職並後備軍[illegible]員八等以下奏任武官同上　同　四時同　靑山御所ヘ參賀　時刻（各廳ニ於テ適宜之ヲ定ムヘシ）判任官並准判任御用掛ノ輩各廳ヘ參賀

二日　午前八時在京侯伯子男爵同夫人等拜賀　同　九時同　靑山御所ヘ參賀　同時　在京非役從六位以上勳六等以上ノ輩拜賀但退職罷役武官從六位勳六等以上ノ輩同上　同　十時同　靑山御所ヘ參賀　同時　各廳御雇外國人並勳六等以上外國人拜賀

三日　午前十時元始祭　賢所　皇靈　神殿等　御親祭

四日　午前九時政始　先奏　神宮ノ事

五日　午前十一時新年宴會　親王大臣參議在京勅任官麝香間祗候並各國公使宮中ニ於テ賜フ在京奏任官各廳ニ於テ賜フ　在京有爵者及有位華族ハ華族局ニ於テ賜フ

八日　午前十時陸軍始

十一日　午前十時在京神佛各宗派管長並神官奏任拜賀

同十一時同　靑山御所ヘ參賀

十五日　午前十時　元老院開院式

〇明治
任內務
〇大藏
れたり
御用有
〇朝鮮
局詰と
〇根室
しが大

〇越後
軒れ內
て仮令
此三家
人又老
子孫に
家則な
井の三
り現今
然れ共
門氏が
ふ又本
給五十
は凡そ
七萬二
と辨理
又店員
取締役
の勤惰
替等と
綿方、
此等の
月に一
るの例
引連れ
をなす
に至り
割烹店
隔月の
といへ
與ふる
し來り
ゑにて
て元服
支店同
れ以後
二度登
人に昇
たれた
賣店主
同店に
祝賀と
此家會
の針屋
屋稲葉、